



市報

かねい

平成27(2015)年

2/15
NO.1333

©Studio Ghibli

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

ホームページ http://www.city.koganei.lg.jp/
モバイル(携帯電話)版 http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.htm

毎月1・15日発行

世帯と人口

2.2.1 現在

世帯数 57,332 (24減) 男 58,218 (13減)
人口 117,440 (13増) 女 59,222 (26増)
※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、
外国人住民の方を含みます。()内は前月比

主な内容

◆お知らせ

パブリックコメントの検討結果、平成27年度市職員募集、春の火災予防運動、第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告ほか…2~7面

◆福祉のひろば

高齢者いきいき活動講座、生活支援員養成講座、G接種、妊婦歯科健診、社会福祉協議会高齢者マ

◆健康ガイド

こどもクリッピング、BC座、G接種、妊婦歯科健診、両親学級たんぽぽクラス

◆催し

ごみ処理施設の見学に行きませんか、きたまちクラブワークショップ…9面ほか…11・12面

◆世帯と人口

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税

申告は正しくお早めに

申告受付期間は
2月16日(月)~
3月16日(月)

市・都民税の申告は市の市民課で、所得税および復興特別所得税(以下「所得税」)の確定申告は武蔵野税務署で、それを受け付けます。なお、申告受付期間中に限り、記入済みの所得税の確定申告を市の市民税課でもお預かりできます。例年、3月に入ると窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお勧めします。

問合先

▽ 市・都民税/市民税課市民税係 (平成18年1月~平成26年3月) 住所不要・市役所第二庁舎3階(042-387-9819)

▽ 所得税/武蔵野税務署 (平成18年1月~平成26年3月) 吉祥寺本町3-1-27-1 ☎ 0422-53-1311

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税(以下「所得税」)の確定申告は武蔵野税務署で、それを受け付けます。なお、申告受付期間中に限り、記入済みの所得税の確定申告を市の市民税課でもお預かりできます。例年、3月に入ると窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお勧めします。

申告共通事項

市・都民税、所得税

<申告に必要な書類>

▽ 収入金額を証明できる書類(給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票など)

▽ 所得金額を算出する際に使用した収入および経費を証明できる書類(收支内訳書など)

<各種控除のある方>

社会保険料・医療費・寡婦(寡夫)・障害者などの諸控除がある方は、所得税の確定申告や市・都民税の申告をすることにより、源泉徴収された所得税の還付や、市・都民税が軽減される場合があります。

ただし、国民年金保険料に係る社会保険料控除、生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除等を受ける場合には、それぞれ証明書・領収書が必要です。(コピーや影写では不可)

<申告書の提出は郵送でも行えます>

申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記して提出して下さい。

受付 申告期間中の月曜~金曜日午前8時30分~午後5時および臨時窓口

市・都民税の申告が必要な方

申告用紙裏面にある「所持がなかった方の記入欄」の欄に記入して下さい。

臨時窓口を開設します

「税制改正等のお知らせ」「市・都民税の申告Q&A」は2面に掲載

相談 月曜~金曜日および2月22日(日)、3月1日(日)の午前9時~午後5時 所得税の確定申告は税務署へ

国税庁ホームページで確定申告書が作成できます

確定申告が必要な方の代表的な例

① 事業所得や不動産所得などがある方 平成26年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超過している方

② サラリーマンで次のいずれかに該当する方

③ 株式や不動産の譲渡がある方

確定申告をすると税金が還付される方

税務署では、パソコンによる申告書作成を推進しています。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。作成した申告書はe-Taxで送信できるほか、プリントアウトして郵送等で税務署に提出することもできます。また、申告書等の様式をホームページからダウンロードできます。

た方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税を軽減するためには、申告が必要です。申告用紙裏面にある「所持がなかった方の記入欄」の欄に記入して下さい。

この場合でも、所得税の還付を受けけるには確定申告書を提出する必要があります。

所得税の確定申告が不要な場合でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することにより、所得税が減額となる場合があります。

市・都民税の申告書の提出が必要となります。

確定申告書作成会場の開設

税務署では申告書作成会場を開設し、申告を受け付けています。駐車場は4月下旬まで利用できませんので、車での来場はご遠慮ください。

市では、申告期間中に臨時窓口を開設し、市・都民税申告書の受け付けおよび市・都民税の申告相談、申告書用紙の配布を行います。なお、臨時窓口では、電話でのお問い合わせ等はお受けできません。

と き 2月22日~3月15日の毎週日曜日午前9時~午後1時 ところ 市民税課窓口(市民税課第二庁舎3階)

市では、申告期間中に臨時窓口を開設し、市・都民税申告書の受け付けおよび市・都民税の申告相談、申告書用紙の配布を行います。なお、臨時窓口では、電話でのお問い合わせ等はお受けできません。

市長へのファックスふれあい24時間受付 FAX042-383-0022

古紙を配合しています。環境にやさしい植物性インキを使用しています。